

○新庁舎整備事業工事請負契約審査特別委員長報告

新庁舎整備事業工事請負契約審査特別委員長 野田 粹之

新庁舎整備事業工事請負契約審査特別委員長報告を申し上げます。

今期臨時会で当委員会に付託されました案件は、「議案第1号 工事請負契約の締結について（鳴門市新庁舎整備事業）」であります。当委員会は、2月2日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案第1号については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

「議案第1号 工事請負契約の締結について（鳴門市新庁舎整備事業）」は、鳴門市新庁舎整備事業の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、鳴門市新庁舎建設事業設計・施工者選定委員会委員の選考基準について質疑があり、理事者からは、市の状況を理解しており、市役所業務に詳しい方として内部の方を3名、国や県の宮繕関係の業務に携わっている方として国及び県から1名ずつ、また、建築の専門家として、庁舎に詳しく、建築に関するプロポーザルの選定委員の経験がある方として松隈京都工芸繊維大学教授及び坂東京都市立芸術大学准教授を選任した、との説明がありました。

次に、委員からは、行政委員会の執務スペースも確保されているのか、との質疑があり、理事者からは、現状、行政委員会の執務スペースを確保する提案内容となっており、引き続き、他の執務空間も含め、実施設計で調整を行っていく、との説明がありました。

また、委員からは、エレベーターの基数について質疑があり、理事者からは、庁舎西側に2基、東側に1基配置する計画であり、東側の1基については、停電時にも稼働できる仕様のを配置することとしている、との説明がありました。

次に、委員からは、議場の傍聴席のスロープについて質疑があり、理事者からは、傍聴席については、見やすさを確保するため高さを設けていることから、車いすでも移動できるようスロープを配置している、との説明がありました。

次に、委員からは、業者の参加資格要件として、地元企業と共同企業体を組織することについては要件としていなかったのか、との質疑があり、理事者からは、参加資格要件としては単独でも参加可能としているが、地元企業と共同企業体を組織するこ

とで、採点の際に「地域振興・地域経済への貢献の提案」の項目で加点がある、との説明がありました。

また、委員からは、請負業者の「地域振興・地域経済への貢献の提案」の項目の評価点の内訳について質疑があり、理事者からは、「共同企業体における鳴門市内施工業者の出資比率」の項目については、40%で4.5点、「市内発注額の提案価格に対する比率」の項目については、10%以上という提案であったため5.0点で、合計9.5点となっている、との説明がありました。

次に、委員からは、契約から引き渡しまでのリスク分担に関する事項を契約書に記載しているのか、との質疑があり、理事者からは、リスク分担に関する事項については、契約書に添付する約款に記載している、との説明がありました。

また、委員からは、リスク管理について専門的な知見を取り入れた方が良いのではないか、との質疑があり、理事者からは、新庁舎整備事業については、コンストラクション・マネジメント方式を採用しているため、起こり得るリスクを市、コンストラクション・マネジメント業者及び設計・施工者の3者間で事前に検討し、できる限りリスクの発生を抑えていきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、設計と施工を分離して発注した場合、施工段階で追加予算が必要となったことが過去には多くあったが、今回のような設計・施工一括発注においても、そのようなことが起こり得るのか、との質疑があり、理事者からは、国においては、契約の締結後、物価等に大幅な変動が生じた場合、物価等の変動による請負額の変更申請ができる制度を設けており、そのような事態が発生すれば、本市においてもそのように対応することとなるが、設計と施工を分離して発注する場合より、追加予算が発生する余地は少ないと考えている、との説明がありました。

また、委員からは、極力、追加予算が必要とならないように努めてほしい、との要望や追加予算が発生するような事象については契約締結の段階で十分に想定しておき、どうしても追加予算が必要となる事象が発生した場合には、市議会にその理由を適切に説明してほしい、との要望があり、理事者からは、安易な追加予算の提案とならないよう対応していきたい、との説明がありました。

次に、委員からは、請負額の減額について質疑があり、理事者からは、施工に着手する前に、市と請負業者の双方で確認し、コスト削減が可能な部分があれば、変更契約がなされることになるため、そのような状況となれば報告したい、との説明がありました。

次に、委員からは、前田建設工業株式会社の主な実績について具体的にどのようなものがあるのか、との質疑があり、理事者からは、青函トンネルや福岡ドーム、関門海峡の関門橋などを手掛けており、年間売上金額は5,000億円の規模の会社であ

ることから、50億円規模の庁舎であれば、施工部分も含め、資金調達面においても十分対応して頂けると考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、新庁舎の建設において増田建築に対する思いや市民の声について、請負業者はどのように反映していくつもりなのか、との質疑があり、理事者からは、選定委員会では増田建築が持っていた素材感、構造体を大切にする、質実剛健さといったものを表現できているという点などが評価されており、市民に対する設計意図の説明などについては実施設計がある程度進んだ段階で市民に直接説明する機会を持ちたいとの意見を持っている、との説明がありました。

また、委員からは、市民の声をどのように実現したのかを市民に対して説明する機会について請負業者としっかり話をしてほしい、との意見がありました。

次に、委員からは、消防庁舎前にバス停を設ける計画となっているが、緊急出動の際など、消防活動の確保はできているのか、との質疑があり、理事者からは、基本設計時に消防本部と相談し、支障がないように計画してきており、消防車両との関係も含めて実施設計段階でも検討と調整を行っていく、との説明がありました。

また、委員からは、契約内容の範囲について質疑があり、理事者からは、実施設計については、市道の南側の外構なども含まれているが、施工については、新庁舎の竣工で完了となるため、うずしお広場の施工を除いた現庁舎付近の外構工事などは含まれていない、との説明がありました。

次に、委員からは、地方交付税として交付される金額の算出はできているのか、との質疑があり、理事者からは、地方債発行額の22.5%が地方交付税として交付される制度の活用を予定しているが、具体的な額については、地方債については対象面積など、年々見直しがあるほか、環境関連の国の補助金についてもできる限り活用する方向で調整を進めている状況であり、今後、請負業者との検討を進めていく過程で精査を行い報告する予定である、との説明がありました。

また、委員からは、請負業者の「市民への情報公開」の評価点について質疑があり、理事者からは、設計段階については、検討状況を市民に公開し、設計の考え方について周知する機会を設ける、と請負業者から聞いており、施工段階については、現場の現状や進捗状況をわかりやすくウェブサイト上などで示していくと提案を受けている、との説明がありました。

次に、委員からは、この共同企業体が選定されたポイントについて質疑があり、理事者からは、数多くの効果的で妥当性のある改善案を関連する要素を跨ぐ繋がりのあるものとして提案しており、配置、外観、構造、平面、内観、防災といった技術提案評価の核となる設計業務を中心に高い評価を集め、採点に参加した全委員が一致して1位の評価を行った点である、との説明がありました。

また、委員からは、この共同企業体が選ばれたことを市民に周知するためにも、選定委員など、専門的な人を招いて講演会やシンポジウムを早期の段階で開催してほしい、との要望がありました。

次に、委員からは、植栽の管理について質疑があり、理事者からは、選定委員からも管理面での手間やコストを危惧する声があったが、うずしお広場の防災区画や水防区画を守るという意味で高木を植える提案が請負業者からあったため、過度にならないよう調整していく、との説明がありました。

また、委員からは、新庁舎の水防及び水防による身体障害者や高齢者への配慮について質疑があり、理事者からは、津波の最大基準水位が2.1メートルとなっていることから、1メートル程度の嵩上げと1メートル程度の止水板で津波の浸水を防ぐ計画としており、斜度については20分の1以下で、バリアフリーの基準にも適合するような緩やかな斜度を設定している、との説明がありました。

次に、委員からは、鳴門の地場産業や伝統工芸をどのように取り入れていくのか、との質疑があり、理事者からは、1階の西側にスペースを広げて市の情報や特産品を発信する場にすることを考えており、設計者に対しては鳴門の特産品などを情報として伝え、庁舎の空間に使って頂くよう協議したい、との説明がありました。

また、委員からは、耐用年数はどれくらいを見込んでいるのか、との質疑があり、理事者からは、建物によって変わるので、一概には言えないが、請負業者からは、「100年を目指して」と聞いており、法的な耐用年数ではなく、実際に維持・管理して使っていける年数を伸ばしていきたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。